

「住民投票」は、「選挙」、「デモ」と並ぶ民主主義の基本装備です。

世界の国々の「国民投票」・「住民投票」と、日本の事情

スコットランドの独立の是非を問う住民投票は、世界から注目されました。

「住民投票」の投票率は84.6%の高率に及びました。いかに関心が高かったかがわかります。

結果は、独立に賛成45%、反対55%。独立は成りませんでした。自治権拡大は約束されました。

ヨーロッパには、スペインのカタルーニャ地方（州都バルセロナ）、北イタリアのピエモンテ州（州都トリノ）、ベネト州（州都ベネチア）、ベルギーの北部など、独立を望んでいる地方が数多くあります。

国の独立の是非が、「住民投票」で決められるということは、日本の私たちには驚くべきことですが、世界では珍しいことではなくなりそうです。

イタリアの原発再開の是非を問う「国民投票」も、世界中から注目されました。

2011年、東日本大震災の3ヶ月後の6月12～13日に、イタリアで原発の再開の是非を問う国民投票が行われました。原発を再開するための「原子力再開法」を成立させたことの是非を問うために、この時期に国民投票を行うことが決まっていたところへ、福島第1原発の重大事故が起こり、その悲惨な爆発の様子を見て、ベルルスコーニ首相は国民投票を中止しようとしてしました。しかし、やることを決めていたのを中止することはおかしいと最高裁判所から却下され、予定通り実施することになったのです。

ところが投票の直前の6月6日になって、今度はドイツのメルケル首相が、2022年までにすべての原発を止めることを閣議で決定し、6月末の連邦議会（下院）に提案することを表明しました。これに仰天したベルルスコーニ首相は、原発再開賛成派の人々に投票へのボイコットを呼びかけ、投票率が50%に達しないようにすることで国民投票を無効にすることを目指すことにしました。しかし・・・。

設問は「原子力再生法の廃止についての是非を問う」となり、ボイコット運動を跳ね返して、投票率は54.79%を達成すると共に、結果は、廃止に賛成94.79%、反対5.95%と圧倒的な差となり、ベルルスコーニ首相としても文句の付けようがない事態となりました。

日本では、遺憾ながら、憲法改定のためだけの国民投票法が制定されてしまい、それ以外の問題では国民投票を行うことはできません。憲法にも国民投票については、第96条、憲法の改正の手続きについての中でしか触れられていないため、それ以外の問題については、憲法を改定しない限り、法的強制力を持つ国民投票法を制定することはできないとされています。

地方自治体での住民投票については、憲法第95条に定めがあり、一つの自治体のみにも適用される「特別法」を制定する場合は、その自治体の「住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」とされています。

しかし、この第95条の定めに基づく住民投票は、1949年から1951年の3年間に15件行われた後はパタリと止まったままで、60年以上行われていません。政府が回避しているからです。

その代わりに地方自治体では、条例を制定して、市町村合併などの重要事項について住民の意向を問うための住民投票を行うようになり、それは徐々に広がっています。ただ、法に基づくものではないため、法的拘束力は持たないという問題がありますが、ほとんどの場合、「投票結果」は尊重されています。

2011年1月、スイスのチューリッヒ大学の社会学者たちが世界の30カ国の民主主義の「質」ランキングを発表しましたが、日本は25位という結果でした。第1位はデンマークで、88.3ポイント、日本は45.8ポイントでした。9項目の基準を設定してポイント付けで得点を評価し、合計点を算出していますが、基準項目の中に、「政治参加」や「住民投票」があり、日本はそれらの得点が低いことが推測さ

れます。

ヨーロッパの国々に比べると、日本では住民投票（県民投票）の経験は、まだまだまったく少なく、「国民投票」「住民投票」など「直接参加」は、日本の民主主義を成熟させていく上での大事な課題として残っており、積極的に取り組んでいくことが必要です。

選挙の結果が民意とかけ離れてしまった日本の現状

2012年の衆議院選挙では、小選挙区が300議席、比例代表区は180議席と、得票率での第1党に断然有利な制度になっていること、選挙区によって1票の格差が2.43倍にも及んでいて不公平があること、小政党の野党が乱立して分散したこと、その上低い投票率（59.32%）という残念な状態が重なって、比例代表区では27.62%の得票率でしかない自民党が、小選挙区では43.02%の得票率を得て、小選挙区の議席の79%、比例代表区の議席の31.7%を獲得。合計では議席の61.25%を占めるという異常な状態となりました。代議制民主主義の根幹である「選挙」の正当性、信頼性を根底から掘り崩す事態を生じてしまったのです。

自民党への支持が高まったというよりも、民主党への失望が広がった、民主党が自滅した、野党が連携できず、分立していたことが自民党に漁夫の利を与えることになった、などと評されており、獲得された議席の占有率と民意とが一致しているとは到底言えず、かけ離れてしまいました。

このような状態であれば、本来、自民党は民意を深く探ることに留意し、野党の意見にも謙虚に耳を傾けて政策への合意形成を慎重に進めるなど、民主主義を重んじる政権運営に努めることが求められます。

しかるに、安倍政権は、議席4.4%の公明党との連立を維持し、合計65.65%（3分の2にあとわず）を占めたことで、我が道（戦後レジームからの脱却＝戦後民主主義の否定）を往く政権運営に強気で走っており、「集団的自衛権の行使容認」という憲法九条に基づく国の有り様を決める大問題を、与党協議・与党同意だけで閣議決定をしてしまいました。憲法違反のやり方で、憲法を壊してしまう、これは民主主義を根本から否定する暴挙と言わざるを得ません。

原発再稼働の問題も同様です。嘘で固めた新たな安全神話を振りまき、国際的な安全基準に目をつぶって、また、発電コストについても本当のコストを隠した「粉飾決算」で原発の発電コストは安いと言い募り、再生可能エネルギーでの発電が急速に広がろうとしている時に、その出鼻を挫くように「買い取り」を中断するなどしながら、川内原発から再稼働を強行しようとしていることは、国民の願いを押しつぶす所業と言わざるを得ません。

このように、民意とかけ離れた政策が、国会での議論も不十分なまま強行されるならば、おまかせで済ませるわけには行かず、私たち国民は、デモや住民投票によって正して行かなければなりません。

日本における「住民投票」の事例

「原発県民投票」新潟県の例

2013年1月、新潟県議会に、「東京電力柏崎原発の再稼働の是非を問う県民投票条例案」が提出されました。

12年4月に市民約20人で始めた「みんなで決める会」が68,000超の署名を集めて、条例案提出は実現させましたが、県議会は13年1月23日、否決しました。理由は、「国が責任を持って判断すべきで、県民投票にはなじまない」ということでした。7万近い署名の「民意」も原子力政策を決めるのには適さない、という判断がなされたのです。

これに対して、「決める会」の橋本桂子共同代表は問いかけます。「県民の多くが、これは新潟の問題だと思っても、『違う』という根拠は何でしょうか。何が国の問題で何が県の問題なのか、あらかじめ決まっているのでしょうか」と。

大阪市、東京都、静岡県でも、住民投票条例制定の直接請求を市長または知事に提出し、知事が議会に提出するところまでは進めたのですが、いずれも議会で否決されてしまい、「住民投票」は実現できていません。

埼玉県では同じ結果にならないように、頑張らなければなりません。

埼玉県内での「住民投票」の事例

埼玉県には全国初めての事例が2件あり、貴重な経験をしています。

① 市町村合併の是非を問う全国初の住民投票が上尾市で。2001年7月29日投票。投票率64.48%。

上尾市とさいたま市との是非を問い、結果は、賛成41.74%、反対58.25%でした。

上尾市では、保守系の市長が合併に消極的だったなかで、推進派の保守系議員が主導して合併推進の是非を問う住民投票条例制定運動に取り組んだことにより、条例制定が実現したのですが、市民の中には大型合併に反対、さいたま市に吸収されるだけという批判が高まり、投票の結果は、反対が6割近くに及び、住民投票を推進した保守系議員の意図に反する結果となりました。

② JR新駅設置計画に関する全国初の住民投票が北本市で。2013年12月25日投票。投票率62.34%。

北本駅と桶川駅の間にも駅を新設することの是非を問い、結果は、賛成24%、反対76%でした。

北本市の場合は、北本駅前の再開発事業（事業費5億円）について13,000人もの反対署名が出されていたことから、新駅設置（市の負担が51億円）に積極的な市長が不安を感じ、「民意」のお墨付きを得ようと住民投票に打って出たという経過でしたので、条例制定は問題なく議会の可決を得られました。

しかし、北本市の負担（＝市民の負担）があまりにも大きいこと、新駅の位置が隣の桶川駅寄り、桶川市民の利用が多いことが予測されることから、桶川市にも応分の負担を求めるべき、などの意見が広がり、結果は4分の3以上が反対となりました。ここでも、新駅設置を悲願としていた市長の意図にまったく反する結果となりました。

上尾市と北本市の二つの住民投票は、住民にとって大事な問題に、多くの住民の関心を高め、話し合ったり、考えたりする機会を作り、その上で自分の意見を決めて投票に参加することを保証することになりました。結果はいずれも、推進者の意図を覆すことになりましたが、それは、民意と離れたことを進めることを食い止め、民意を反映することを担保することに繋がりました。二つとも「与えられた機会」でしたが、それは後から振り返って、長い目でみて適切な判断をしたと言える貴重な経験だったと言えます。

どちらのケースも、また再燃することがありますが、その時には、多くの市民が納得出来る内容の提案が整うことが前提となり、民意の反映が深まることにつながることでしょう。

大事な問題は「住民投票」で決めるべきだ、ということが二つの事例の教訓だったと思います。

「国民投票」が事実上できない日本の中で考える

埼玉県で原発の稼働の是非を問う「埼玉県民投票」を実現する意義と可能性

県内には原発がない埼玉県で、原発の稼働の是非を問う県民投票を実現するためには、「埼玉県民投票条例」の制定を実現できるかどうか、が鍵となります。新潟県の事例を見ても、大阪市、東京都、静岡県、の例を見ても、容易なことではないと思われれます。

しかし、「原発の稼働の是非を問う県民投票」を、全国で初めて埼玉県で実現することができれば、画期的なことですし、全国に広がることにもつながると考えられます。

原発再稼働に反対する意見は、9月の朝日新聞の世論調査でも、賛成25%に対して、反対は57%と圧倒的多数です。今年に入って4回の調査で、毎回同じ傾向が続いているという根強い反対です。

それにもかかわらず、安倍政権が川内原発再稼働を推し進めようとしていることは、民意に反していることは明らかです。そうした中で、選挙と切り離して、原発再稼働反対の1点で民意を問う機会を設けることは、県民に広く歓迎される可能性が高いはずで

「(原発は) 国が責任を持って判断すべきで、県民投票にはなじまない」という「逃げ」を許さない論理と、世論の高まりをどこまで作れるか、が鍵となります。

「国民投票」ができない以上、国民にできることは、全国47都道府県ごとに「都道府県民投票」を実現するしか道がありません。そしてそれぞれの民意を都道府県議会や首長から国に伝えてもらうしかありません。国民=県民であり、主権者たる県民の願いを国に伝えることは県知事、県議会の役割であり、県民の意思を尊重する立場に立つのであれば、それを国に伝える努力をする責任があるはずです。まず、民意を聞く姿勢に立つことを求め、民意を反映する最も公正、妥当な方法が「県民投票」であることを主張し、理解してもらうことが大切です。

「原発埼玉県民投票」準備会のこれまでの準備活動に深く敬意を表するものですが、草の根の運動としてまだまだ狭く、限られた人々にしか伝わっていないのが現状のように思えます。短期間のうちにどこまで全県民的な運動へと広げることが出来るか、大きな団体(生協や労組)との間に橋を架けるために何かできないかを考え、努力してみることが大事ではないかと考えています。

埼玉の県議会では、原発再稼働を指揮する安倍総裁が君臨している自民党の議員が圧倒的多数を占めていることは困難な条件ですが、知事も県会議員もほとんどが原発利権構造には関係が薄いと思われることは、原発立地県と違う有利な条件と考えられます。

細川、小泉、菅と、3人もの首相経験者が、「脱原発」「原発に未来はない」と主張して運動を進めている時代です。原発の危険性、本当のコストの高さ、新たな発電システムの可能性、日本経済にとっても長い目で見ればかえってプラスになることなど、広く県民に(そして県議会の議員の皆さんにも)知らせていくことが何より大切です。

来年4月に予定されている県議選の直前の県議会に「埼玉県民投票条例(案)」の可決を求めることは抜群のタイミングと言えます。もし条例案の可決が実現すれば、7月の埼玉県知事選挙投票日と県民投票の投票日を同一に出来る可能性があり、「県民投票」のためのコストが最小限で済み、かつ、県民投票単独での投票より高い投票率を実現できることとなりますので、素晴らしいチャンスと言えるのではないのでしょうか。

2014年10月14日 記